平成２８年（フ）第５３号
千葉県柏市豊四季514番地18　コーポ・トヨシキ202号
債務者　鈴木　大和
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８０号
千葉県松戸市松戸新田445番地の15　フェリース丸山Ｂ―201号
債務者　古河　優子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１０１号
堺市堺区戎島町２丁52番地　ベルポート301号、申立時の住所堺市堺区九間町西２丁１番１―705号
債務者　山田　勝人
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
堺市西区浜寺船尾町西４丁390番地　府営住宅１棟202号
債務者　土川　千波
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
大阪府松原市天美南３丁目11番３号
債務者　報恩Ｘ．Ｐこと　井上　哲夫
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
大阪府羽曳野市誉田３丁目22番11号
債務者　二宮　拓郎
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
大阪府羽曳野市誉田３丁目22番11号、住民票上の住所大阪府東大阪市金岡３丁目19番７号
債務者　宮川　理香
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
堺市美原区阿弥420番地１　レオネクストカルミアオクイ101号
債務者　樋上　恵実
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
香川県丸亀市土器町東８丁目306番地イースト丸亀Ａ棟101号、住民票上の住所香川県善通寺市原田町1126番地４
債務者　三井　明奈（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１３２号
千葉市緑区おゆみ野南５丁目24番地１　おゆみ野ハイムＣ―309号
債務者　林　富実夫
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５２号
千葉県市川市大洲３丁目９番14―507号
債務者　小林　仁徳
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５４号
千葉市美浜区真砂１丁目11番８棟106号
債務者　宍倉　　功
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２０２号
千葉県市川市大野町４丁目3018番地１　（フレグランスＣ棟101号）
債務者　冨田　　守
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２４３号
千葉県船橋市駿河台１丁目24番11号　するが台ハイム101号
債務者　佐佐木京美
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２５０号
千葉市花見川区千種町159番地34
債務者　髙田　友理
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２５７号
千葉市美浜区高浜１丁目５番２棟208号
債務者　西谷　祐一
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４１号
福岡県小郡市八坂580番地１
債務者　高野美枝子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部